

第4章 第2期基本計画の体系

第2期基本計画の8つの推進項目

1. 多様な自然環境を保全するための対策の推進

登別市の豊かな緑の保全と生物多様性の確保を目指します。

5. 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進

省エネ・省資源・自然エネルギーの導入に努め、環境への負荷を低減します。

2. 身近な自然とのふれあいづくりの推進

市民の憩いの場である、身近な自然とふれあえる環境を形成します。

6. 地球環境保全対策の推進

市民・事業者・市が、三者協働で環境問題に取り組みます。

3. 快適な環境づくりの推進

市民が快適に暮らすことのできるまちづくりを行います。

7. 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進

公害を防止し、健康で住み良い生活環境を形成します。

4. 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進

廃棄物の抑制・資源の再利用を推進し、循環型社会を目指します。

8. 環境学習の推進

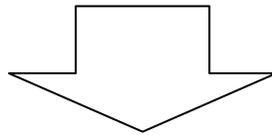
環境学習を通じて、主体的に環境問題に取り組む「人」を育てます。

1. 多様な自然環境を保全するための対策の推進

(1) 優れた自然の保全

現状と課題

- 登別市における優れた自然が残っている場所として次の地域があげられます。
 - ・ 自然公園法に基づく国立公園「支笏洞爺国立公園」
 - ・ 文化財保護法^(※47)に基づく天然記念物「登別原始林」
 - ・ 北海道自然環境等保全条例^(※48)に基づく学術自然保護地区「鷲別岳」、同じく自然景観保護地区「中登別」
 - ・ 環境省が指定する日本の重要湿地 500 箇所の一つ「キウシト湿原」、同じくかおり風景 100 選^(※49)に「登別地獄谷の湯けむり」として「地獄谷」
- 上記のような市の優れた自然は十分に保護されているものの、世界的な傾向として、こうした優れた自然が減少傾向にあります。



- ✓ みどり豊かな観光都市登別として、市の優れた自然を今後も継続して保護していくべきです。

目標

- 優れた自然環境の保護に努めます。

施策の方向

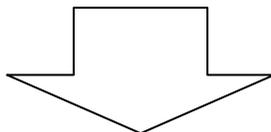
- 自然環境の保護に関する法令等に基づき指定された地域の適正な保護を図ります。
- 自然環境の保護に関する法令等に基づく地域指定を進めます。
- 原生林等の貴重な森林や学術的に価値の高い湿原等の適正な保護を図ります。
- 特に保護を図る必要性の高い民有地について、補助制度等を利用した公有地化を図ります。
- 保全を図る必要のある民有地について、自然公園化や保全活動を推進します。

1. 多様な自然環境を保全するための対策の推進

(2) 森林の保全

現状と課題

- 登別市の森林は、山地から丘陵地にかけて広く分布しています。
- 森林の一部は、国立公園や鳥獣保護区、天然記念物等に指定されています。
- 森林は次のような大切な機能を有します。
 - ・水源のかん養^(※50) ・国土の保全 ・木質資源の持続的な供給
 - ・大気の浄化 ・災害や厳しい気象の緩和 ・野生生物の生育・生息の場
- 近年の登別市の森林面積に変化はほとんどなく、市域面積の70%程度です。



- ✓ 上記のような森林の多面的な機能は、私たちが生きていく上で必要不可欠であるため、今後も継続して森林を保護し、森林の機能を保持していくべきです。
- ✓ 森林を保護するだけでなく、より効率的に森林の機能が発揮されるよう、森林の整備を推進していく必要があります。

目標

- 豊かな森林の保護を推進します。
- 様々な公益的機能を維持するための森林の整備を推進します。

施策の方向

- 「登別市みどりの基本計画」に基づき、森林の適正な保護を図ります。
- 伐採跡地や無立木地への計画的な植林に努めます。

1. 多様な自然環境を保全するための対策の推進

(3) 多様な野生生物の生育・生息環境の保全

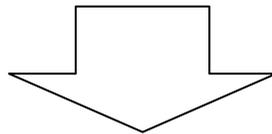
現状と課題

- 登別市内には次のような様々な自然環境があり、これらの環境は多様な野生生物の生育・生息空間となっています。
 - ・山岳 ・森林 ・湖沼 ・河川
 - ・湿原 ・草原 ・海浜 ・海洋

- 近年これらの環境で生育・生息域の減少や分断等が起きています。

〔	原因：	・自然環境の市街地化	・道路等の開発の進展
		・河川改修	・砂防ダムの設置 等

〕



- ✓ 多様な野生生物種を豊かな生態系として維持していくため、野生生物の多種多様な生育・生息環境を保全していくことが求められています。

目 標

- 減少する多様な野生生物の生育・生息環境を保全します。
- 生育・生息域の分断の防止対策を推進します。

施策の方向

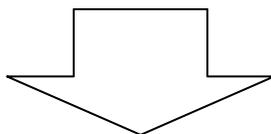
- 鳥獣保護区等の、法令に基づく地域指定を推進します。
- 湖沼、湿原、海浜等の、登別固有の希少な自然環境の保全を推進します。
- 生育・生息域分断の防止として、道路の横断路や魚道^(※51)等の整備を推進します。

1. 多様な自然環境を保全するための対策の推進

(4) 希少な野生生物の保護と、在来植生の回復

現状と課題

- 市街地や開発が進展する以前の登別は、次のような状態にありました。
 - ・ 砂丘や湿原、湖沼等の多様な自然環境に恵まれていました。
 - ・ その環境に適応した、希少種、在来植生^(※52)等が生育・生息していました。
- 開発等により環境が破壊され、希少種や在来植生等は非常に少なくなっています。
- 希少種等を保護するため、市内に生育・生息する野生生物の調査を行った結果、市内の希少種等の生育・生息実態が明らかとなりました。
- 同時に在来植生の減少には、自然環境破壊のほかに、帰化植物^(※53)の進出の影響もあることがわかりました。



- ✓ 調査結果を基に、市内の希少種や在来植生等を保護していくべきです。
- ✓ 帰化植物への対策を推進していく必要があります。

目標

- 希少な野生生物の保護を推進します。
- 在来植生の回復、帰化植物対策を推進します。

施策の方向

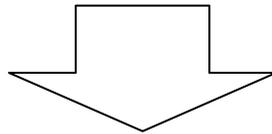
- 民間団体等と協力し、調査結果等を基に希少な野生生物の保護の推進に努めます。
- 希少種等の盗掘や密猟等を防止するための啓蒙活動を実施します。
- 希少な在来植生を保全・回復するための手法の研究と実践を行います。
- 在来植生に影響を及ぼしている帰化植物対策の推進を図ります。
- 野生生物の生育・生息環境を保護するための、法令に基づく地域指定を図ります。

2. 身近な自然とふれあいづくりの推進

(1) 市街地やその周辺におけるみどりや親水域の確保

現状と課題

- 登別市は、森林や水辺に囲まれた自然豊かなまちです。
- 自然とのふれあいは、私たちにうるおいとやすらぎを与えてくれます。
- 身近な自然とのふれあいの場として、次のような場所があげられます。
 - ・自然公園
 - ・森林
 - ・河川（水路）
 - ・湖沼



- ✓ 市民が自然と身近にふれあうことを可能とするためには、上記のような場を適正に利用できるよう整備することが必要です。

目標

- 身近な環境における自然とのふれあいの場の整備を推進します。

施策の方向

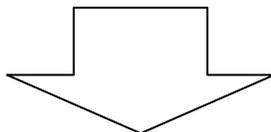
- 市民が自然とふれあえる環境づくりに努めます。
- 「登別市都市計画マスタープラン^(※54)」に基づき、自然体験や自然学習のできるまちづくりを推進します。
- 「登別しみどりの基本計画」に基づき、山から海までつながるみどりあるまちを目指します。
- 公園や緑地等における生物生息空間の整備を推進します。
- 親水性の高い河川等、自然とふれあえる水辺の保全を図ります。

2. 身近な自然とふれあいづくりの推進

(2) 緑の回廊づくりの推進

現状と課題

- 登別市は、市街地の周辺を山林や牧草地が取り囲む、みどり豊かなまちです。
- 一方で市街地の中では、孤立化した緑地が目立ちます。
- 野生生物は、孤立化した環境では種を維持していくことが困難な場合もあります。
- 緑の回廊とは、孤立化している緑地を街路樹や並木で結ぶものです。
- 緑の回廊では、野生生物の移動・交流が期待できます。



- ✓ 市街地内部でも、人がふれあえる豊かな生態系を維持するために、今後も継続して緑の回廊づくりを進めていく必要があります。

目標

- 緑の回廊づくりを推進します。

施策の方向

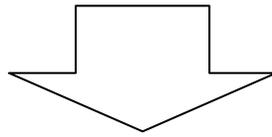
- 多様な環境を有する連続した河畔林づくりの推進を図ります。
- 量的かつ質的に優れた街路樹帯や並木道づくりの推進を図ります。

2. 身近な自然とふれあいづくりの推進

(3) ネイチャーセンター等を利用した自然とのふれあいの機会の提供

現状と課題

- ▶ 街並みの成長とともに、周辺環境における自然が減少しています。
- ▶ 近年、生活環境で自然とふれあう機会が少なくなってきました。
- ▶ そこで市では、平成14（2002）年にネイチャーセンター「ふおれすと鉱山」を開設し、自然体験学習事業を展開してまいりました。
- ▶ 特色ある活動により、年々利用者が増えています。



- ✓ 今後もネイチャーセンターを利用し、市民が自然とふれあうことのできる事業を、より一層推進していくことが求められます。
- ✓ 市民が適正に自然を活用できる方法を開発し、ネイチャーセンター以外でも自然とふれあえる事業を模索します。

目 標

- うるおいとやすらぎが得られる自然とのふれあいの機会を提供していきます。
- 自然を適正に活用する方法を確立し、市民に提供していきます。

施策の方向

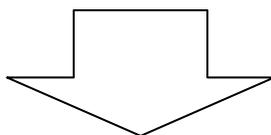
- ネイチャーセンターを利用した、自然とふれあう機会の提供を図ります。
- 自然を適正に活用するためのプログラムの開発と提供の推進を図ります。

3. 快適な環境づくりの推進

(1) 自然景観の形成と温泉資源の保全

現状と課題

- 登別市は、国定文化財である登別原始林を中心とした自然景観資源や、9種類ものの泉質を湧出し「温泉のデパート」と称されるほどに温泉資源に恵まれ、毎年300万人以上の観光客が訪れる国際観光都市です。



- ✓ 誇りをもって観光客を迎えられるような、自然豊かな景観を中心に観光産業と密接した環境整備が求められています。
- ✓ 登別温泉のような地下水起源の温泉は、一般的に地下水の水量に依存することから、多種多量の温泉湧出を保持するためにも地下水のかん養が必要となります。

目標

- 豊かな自然を活かした、観光資源としての環境整備を推進します。
- 温泉の湧出量を保全するための取組みを推進します。

施策の方向

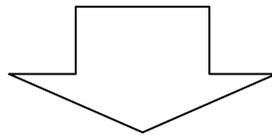
- 「登別市景観形成基本計画^(※55)」に基づく、総合的・長期的な視野に立った景観形成を図ります。
- 地下水をかん養するための、温泉周辺の森林の保全を図ります。
- 温泉周辺の工事における、地下水脈への影響に配慮します。

3. 快適な環境づくりの推進

(2) きれいで住み良いまちづくりの推進

現状と課題

- 生活環境を清潔で美しく保つことは、きれいで住み良いまちづくりの基本です。
- 基本計画策定以前の登別市では、ポイ捨てや飼い犬のふんの放置等が目立ちました。
- そこで平成 16（2004）年度に「登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例」を策定し、ポイ捨て防止やふんの適正処理の啓発をまいりました。
- その結果ふんの放置等は大きく減少しましたが、一方でタバコの吸い殻のポイ捨て等はまだ見られます。



- ✓ ポイ捨ての減少が期待できる、新しい施策が求められています。
- ✓ 道路や公園、空地等を清潔に保つための管理について、指導をする必要があります。

目標

- 空き缶、タバコの吸い殻、ごみ等のポイ捨て対策を推進します。
- 道路、公園、空地等の清潔の保持を推進します。

施策の方向

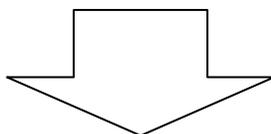
- ポイ捨てを防止するためのキャンペーン・ボランティア制度等の実施に取り組めます。
- 道路、公園、空地等の管理者に対し、管理の指導を図ります。
- 市や市民、町内会等の協働による、道路や公園等の公共用地の清掃、美化の推進を図ります。
- 「北海道ペット条例^(※56)」に基づく、ペットの適正な飼育・管理の徹底の啓発を図ります。

3. 快適な環境づくりの推進

(3) さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭防止対策の推進）

現状と課題

- ▶ 私たちのさわやかで静かな生活環境は、以下の要因で阻害されることがあります。
 - ・自動車や工場の騒音や振動
 - ・廃棄物の野焼きに伴う悪臭
 - 等
- ▶ これらは事業場や建設工事等の事業者から発生するものもありますが、自動車等から発生するものは私たち自身の生活に伴って発生します。



- ✓ さわやかで静かな環境を確保するため、個人のモラルの向上が求められます。
- ✓ 同時に、工場や事業場に対する適切な指導や啓発を行うことが必要です。

※なお、事業活動及び工場建設に対して以下のような法令が存在します。

- ・騒音規制法^(※57)
- ・振動規制法^(※58)
- ・悪臭防止法^(※59)

目標

- 騒音、振動、悪臭等の環境問題のない、さわやかで静かな環境の確保に努めます。
- 法令等に基づく規制を徹底します。

施策の方向

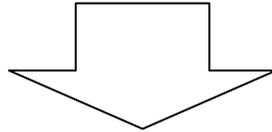
- 個人モラルの向上を図るための啓蒙活動の推進を図ります。
- 騒音、振動、悪臭等の発生源に対する適切な指導と啓発の推進に努めます。
- 近隣市町との連携を図り、交通騒音・振動低減のための総合的な対策を検討します。
- 法令等に基づく届出等の徹底を図り、法令等の基準が遵守されるよう、工場や事業場等の監視・指導に取り組めます。

4. 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進

(1) 廃棄物の減量

現状と課題

- 今日、全国的にごみの搬入量は減少傾向にあります。
- 一方で登別市の現状としては以下のようになっております。
 - ・ ここ数年度、家庭系ごみの搬入量に目立った増減はなく、横ばい状態
 - ・ ここ数年度、事業系ごみの搬入量は減少傾向にある
 - ・ 家庭系ごみの市民1人1日排出量は全国平均を下回っている（平成21年度）
 - ・ 事業系ごみを含めたごみの搬入量は、市民1人1日排出量換算では全国平均を上回っている（平成21年度）



- ✓ 家庭ごみが全国平均を下回っていることに満足せず、現状の使い捨ての生活様式を見直し、長期的かつ包括的な「ごみの発生・排出の抑制」が必要です。

目標

- 長期的視野でごみの減量を目指します。

施策の方向

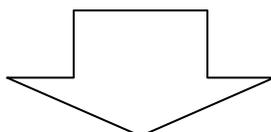
- 「登別市ごみ減量の行動指針」に基づく、ごみの減量化の推進を図ります。
- 3R（ごみの減量・再利用・再資源化）の概念に基づく事業を展開します。
- Return（携帯電話等を買替えた時は購入先に戻す）、Rethink（購入する前に本当に必要なものか再考する）といった、3R以外のRの概念の浸透に努めます。

4. 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進

(2) 循環型社会の形成

現状と課題

- ▶ 循環型社会の形成のためには、廃棄物の資源化・再生利用が必要です。



- ✓ 廃棄物の資源化・再生利用には次のようなことが必要不可欠です。
 - ・ リサイクル率を向上させるための、廃棄物の適正な分別・収集
 - ・ 資源として利用できるものが多く含まれている産業廃棄物のリサイクル

目標

- 廃棄物の分別、資源リサイクルに努めます。
- 一般廃棄物の適正処理を推進します。
- 産業廃棄物の適正処理を推進します。
- 市内を旅行する人や市外から転入して来た人への資源リサイクルを啓発します。

施策の方向

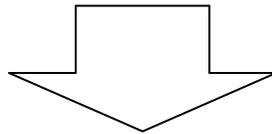
- 「一般廃棄物処理計画^(※60)」に基づく、一般廃棄物の適正な処理を図ります。
- 産業廃棄物の適正処理や減量化、再生利用等の推進に努めます。
- 循環型社会形成推進基本法の推進を図る取組みを行います。
- 廃棄物の分別や資源回収の積極的な推進を図ります。
- 再生品の積極的な利用の推進に努めます。
- 資源回収を実施する団体等に対する支援を行います。
- 分別回収の徹底を図ります。
- 資源リサイクルの推進を図るための普及啓蒙活動を実施します。
- リサイクルプラザ、フリーマーケット等を活用した不用品の有効利用の推進を図ります。

5. 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

現状と課題

- 日本の産業界では、石油ショック(*61)以来、省エネルギーに努めてきました。
- その一方で、自動車の増加や多様化し続けている便利な家電製品の普及等により、家庭での資源消費量、消費エネルギーは年々増加しています。



- ✓ 私たち一人ひとりが生活のあり方を見直し、資源・エネルギー消費の節減により、環境への負荷を低減することが求められてきています。

目標

- 省資源・省エネルギーに努め、環境への負荷を低減します。
- 省資源・省エネルギーの啓発を行います。

施策の方向

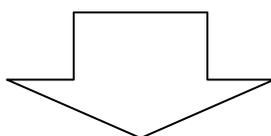
- 省資源・省エネルギーと、環境にやさしい生活様式の意識啓発の推進を図ります。
- 電気・ガス等の消費量の把握と削減についての啓蒙活動を実施します。
- 「登別市環境配慮指針」に基づく取組みを実施します。
- 水道水使用量を減らす工夫を行います。
- 公共施設等における省エネルギー化への取組みを行います。
- 「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針(*62)」に基づく取組みを行います。
- 再生品・環境ラベリング製品(*63)の購入が定着するよう、啓蒙活動の実施に努めます。

5. 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進

(2) 再生可能エネルギーの導入の推進

現状と課題

- ▶ 化石燃料である石油資源等は限りのある資源であり、また、その燃焼は地球温暖化や大気汚染の一因となる温室効果ガス等の排出にもつながります。
- ▶ そのような背景から、次のような再生可能エネルギーが注目されています。
 - ①自然エネルギー
 - ・ 自然環境の中で何度も繰り返し発生している現象から取り出せるエネルギー
 - ・ 利用する以上の速度で自然に再生するため、環境負荷の少ないエネルギー
 - ・ 自然現象に由来しているため、長期的かつ持続的に使用可能なエネルギー
 - ②リサイクルエネルギー
 - ・ 廃棄物焼却の熱利用や温度差エネルギーなど、外気に放出される熱等を有効利用して得られるエネルギー
- ▶ 平成 22 (2010) 年に国際連合環境計画から発表されたデータでは、自然エネルギー発電は世界的規模で、新設された発電所の約 1/3 を占め、電気供給量の約 18 % を占めていますが、日本では国内電気供給量の 3 % 強しか発電されていません。また、自然エネルギー先進国では、一部の石油代替エネルギーに環境税^(※64)の免除等の制度を設けていますが、日本ではそのような制度の導入も遅れています。
- ▶ 登別市でも、廃棄物焼却の廃熱利用などは積極的に行っているものの、自然エネルギーの導入については、大きな進展がありません。



- ✓ リサイクルエネルギーの利用を継続し、自然エネルギーの導入に努めていくことが求められています。

目標

- 再生可能エネルギーの利用・導入の推進に努めます。

施策の方向

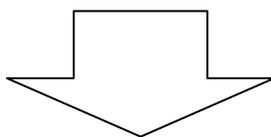
- 地熱や風力等の自然エネルギーの利用を促進します。
- 「メガソーラー施設の立地にかかる基本方針」に基づき、民間企業による登別市へのメガソーラー施設の設置を誘致・協力します。
- 廃棄物焼却の廃熱利用を継続しつつ、温度差エネルギーなど未利用リサイクルエネルギーの利用方法について模索します。
- コ・ジェネレーションシステム^(※65)や燃料電池^(※66)等の導入の推進を図ります。

6. 地球環境保全対策の推進

(1) 地球温暖化対策の推進

現状と課題

- 地球の温度は、日射エネルギーと放出エネルギーのバランス^(※67)によって保たれています。
- 二酸化炭素等の温室効果ガスは地球からの放出エネルギーを吸収する性質があります。
- 産業革命以降、大気中の二酸化炭素濃度は急激に上昇し、地球の温度も上昇傾向にあります。
- このような背景のもと、地球温暖化は温室効果ガスが原因だと考えられています。



- ✓ 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を減少させる取組みを、より一層推進していくことが必要となっています。

目標

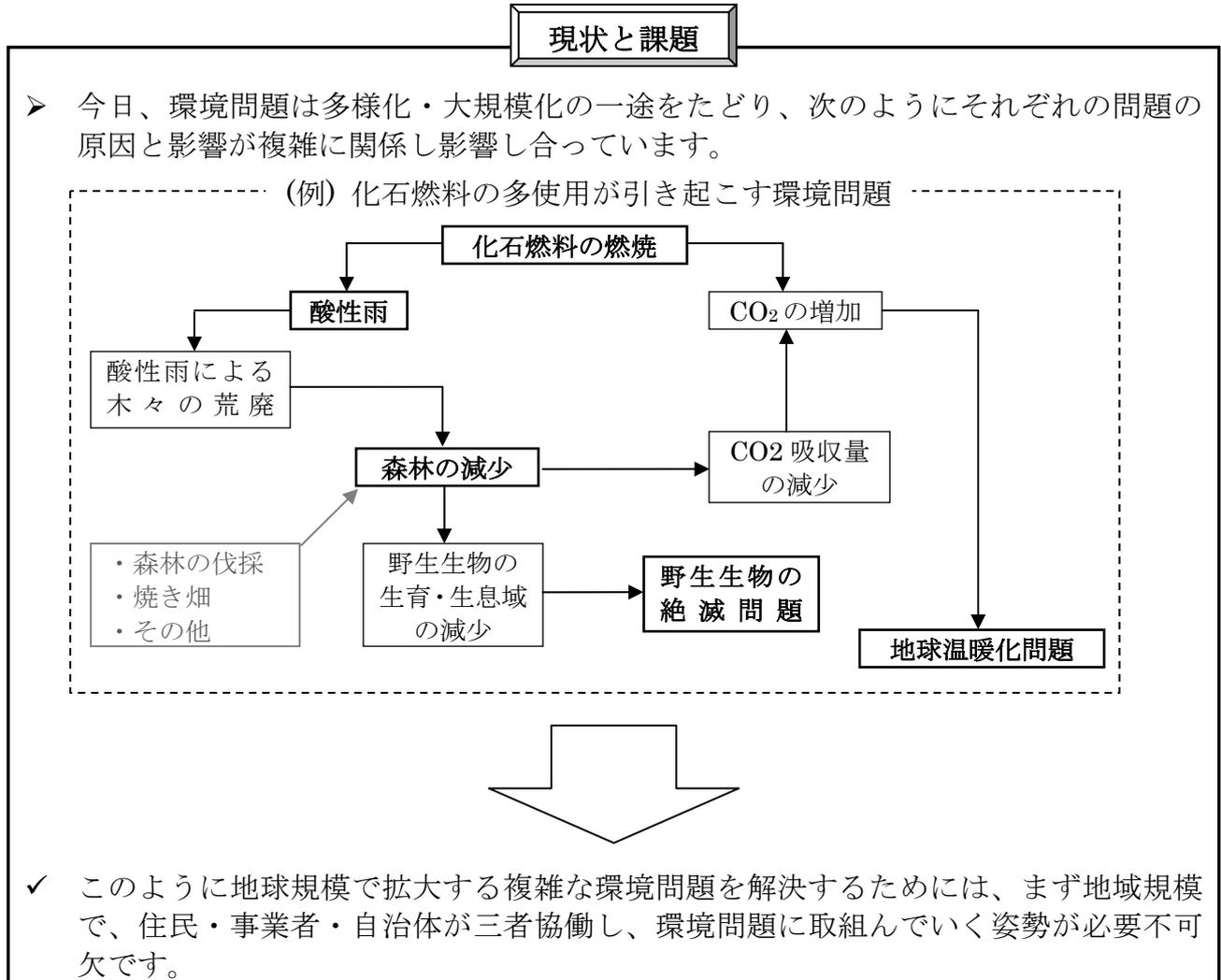
- 地球温暖化対策の推進に努めます。

施策の方向

- 「登別市温暖化対策推進実行計画」に基づく取組みを実施します。
- 環境家計簿等の温室効果ガス削減のための取組みを推進します。
- 二酸化炭素の吸収を促進するための緑の保全と育成を図ります。
- クリーンエネルギーの利用を推進します。

6. 地球環境保全対策の推進

(2) その他の環境問題に対する取組み



目 標

- 市民や事業者が環境問題に配慮した活動を行うよう啓発します。
- 市民・事業者・市の三者協働で環境問題に取り組む施策を検討します。

施策の方向

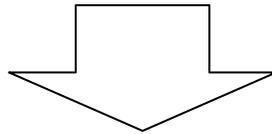
- 特定フロン回収及びオゾン層保護のための普及啓発の推進を図ります。
- 酸性雨の原因物質の排出抑制のため、低公害車^(※68)や低燃費車^(※69)の普及の推進を図ります。
- 国や道、近隣市町村等と連携・協力した環境保全活動の推進に努めます。
- 公共交通機関の利用、適切なアイドリングストップ^(※70)等の自動車排出ガス削減の啓発を図ります。

7. 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進

(1) 大気環境の保全対策の推進

現状と課題

- ▶ 四日市ぜんそく^(※71)の発生以来、全国的に工場の排煙等に対する規制が行われたため、大気汚染のうち硫黄酸化物に由来するものは、現在において環境基準を超えることは滅多にありません。
- ▶ しかし光化学スモッグ^(※72)は、現在でも環境基準を達成している測定地点はほとんどなく、「最後の大気汚染問題」と呼ばれています。
- ▶ 近年、日本でも排ガス規制が進み、光化学スモッグの原因物質とされる窒素酸化物の大気中濃度は減少しているにも関わらず、光化学スモッグは年々増加傾向にあります。この一因として他国からの大気汚染物質の流入があげられます。
- ▶ このような背景において、大気汚染問題は地球規模の環境問題といえます。他国に責任を迫るよりも、まず自国の現状を考えていく必要があります。



- ✓ 以上の見地に立って、登別市でも市民一人ひとりが大気汚染問題について真剣に取り組む、きれいで安全な大気環境の保全に努めていかなければなりません。

目標

- きれいで安全な大気環境を保全します。

施策の方向

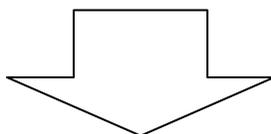
- 大気環境の実態を把握するための事業の推進を図ります。
- 公共交通機関の利用促進のための啓発活動を実施します。
- 法令に基づく工場、事業場等の規制の徹底に努めます。
- 低公害車・低燃費車の導入の促進を図ります。
- アイドリングストップ等の自動車排気ガス削除対策の推進を図ります。

7. 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進

(2) 水辺空間の保全

現状と課題

- ▶ 市内には以下のような水辺空間があります。
 - ・ 胆振幌別川、鷲別川をはじめとした河川
 - ・ 岡志別川の親水公園のような水と親しむことのできる施設
 - ・ 橋湖やキウシト湿原等（ただし市街地にあった池沼はほとんど消滅）
 - ・ 一部を除いた、海岸線の直線的な砂浜
- ▶ 水辺空間は、多様な生物の生育・生息する場所であるとともに、人々にうるおいとやすらぎを与える場でもあります。



- ✓ 水辺空間を適切に保全・整備していく必要があります。
- ✓ 下水道や合併処理浄化槽の整備普及を促進するとともに、排水対策を推進し、きれいな水質を保全していくことが求められています。

目標

- 水辺空間の適切な保全と、ふれあいづくりの場としての適切な活用を推進します。
- 公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水環境を保全します。

施策の方向

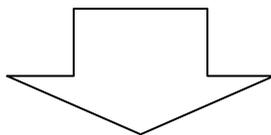
- 河川、湖沼、海岸等における良好な水辺空間の保全、形成の推進に努めます。
- 自然環境と調和した親水空間の整備の推進を図ります。
- 下水道及び合併処理浄化槽の整備、普及の推進を図ります。
- 公共用水域の水質調査による、水環境の実態の把握に努めます。
- 農業・畜産排水や工場、事業場等からの排水による汚濁対策に努めます。

7. 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進

(3) 水源保全対策の推進

現状と課題

- ▶ 安全な生活には、おいしく安全な水道水を安定的に供給していく必要があります。
- ▶ 全国的には、北海道はクリプトスポリジウム^(※73)による汚染が大きい都道府県で、平成 22 (2010) 年度の全国のクリプトスポリジウム症感染者数 16 人のうち、北海道での感染者数は 3 人と、全国の感染者数の約 1/5 を占めていました。
- ▶ クリプトスポリジウム以外が原因の感染症に関しては、北海道は全国平均と比べて感染者数の少ない都道府県ですが、室蘭保健所管内では数年に 1 回程度の割合でアメーバ赤痢^(※74)が発生しており、身近な問題といえます。



- ✓ 水道水源として利用している水域の水質の監視をはじめとする、水道水源保全対策の推進を継続して行っていく必要があります。

目標

- おいしく安全な水道水を安定的に供給するための水源保全対策を推進します。

施策の方向

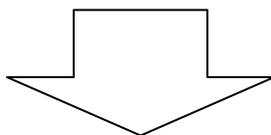
- 水道水源の流域における水質保全対策に努めます。
- クリプトスポリジウム等の病原性微生物に関する調査や対策の推進に努めます。

7. 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進

(4) その他の環境汚染対策の推進

現状と課題

- ▶ 土壌の汚染については、土壌の汚染に係る環境基準が各種汚染物質について設定されていますが、市内においてこれらの汚染は確認されておりません。
- ▶ ダイオキシン類汚染については、「有害大気汚染物質調査事業」において、水質や土壌等まで調査を行っておりますが、基準値を超えたことはありません。
- ▶ 一方で、環境ホルモン^(※75)による生物への影響や、シックハウス症候群^(※76)、あるいは放射能汚染問題等、環境汚染は日々新しい問題が発生・発見されています。特に最近発生した放射能汚染問題については、問題の実態や危険性について理解が浅く、不安の声が寄せられています。



- ✓ 健康で住み良い生活環境を保全するため、現状の環境基準をクリアした環境を維持しつつ、放射能汚染問題等の新しい問題への対策を推進するとともに、市民の安全・安心に寄与する情報の提供等が不可欠です。

目標

- 現在のきれいな土壌等を保全していきます。
- 有害な化学物質による環境汚染を未然に防止します。
- 市民の安全・安心のため、放射能汚染問題等に対する情報提供等を行います。

施策の方向

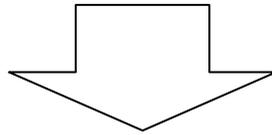
- 汚染が懸念される場合における、必要に応じた調査等の実施に努めます。
- 新たな環境汚染問題が発生・発見された場合、その問題の原因や影響について調査・研究を行い、対策を実施していきます。
- 化学物質による健康影響についての情報の収集、提供、対策の推進を図ります。
- 放射線に関するモニタリング調査を実施しつつ、放射能汚染問題の危険性についての具体的な数値等を市民に周知させ、現状のモニタリング調査の測定値との比較等により市民の安心・安全に寄与する情報提供を行うとともに、放射能・放射線への対策を検討します。

8. 環境学習の推進

(1) 次代を担う子どもたちに対する環境学習の推進

現状と課題

- 登別の豊かな自然を未来に向けて適切に保全していくためには、次代を担う子どもたちに自然とのふれあいの中で環境に対する理解を深めてもらい、自然環境を保全し野生生物を保護する心を育んでいくことが大切です。
- 循環型社会の形成や地球温暖化防止対策を推進するためには、子どもたちに、今の社会経済システムや私たちの生活様式を環境に配慮したものに変換していくことへの理解を深めてもらうことも大切です。



- ✓ これらの推進には、子どもたちに対する総合的・体系的な環境学習が必要です。

目標

- 子どもたちを対象とした、環境保全等に関する様々な環境学習に取り組めます。

施策の方向

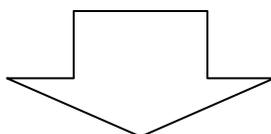
- ネイチャーセンターやその周辺の自然を活用した環境学習の推進に努めます。
- 環境学習の教材となるプログラムや資料の開発・作成に努めます。
- 環境学習を進めるための情報の収集や提供、指導者の育成に努めます。

8. 環境学習の推進

(2) 生涯学習における環境教育の推進

現状と課題

- 登別市では、自然環境を守り、循環型社会を形成し、地球環境保全に貢献しようとする、環境意識の高い市民による環境保全活動が活発であります。
- その一方で、本市には、まだ環境意識に目覚めていない人もたくさんいます。
- このような状況で市全体として環境保全を推進していくためには、子どもから高齢者まで一人ひとりが、環境問題の影響と原因やその対策方法を、一連の流れとして正しく理解し、自らの意思で環境問題に取り組んでいく姿勢が必要です。
- そこで本市では、市民に環境意識を高めてもらえるよう、環境に対する生涯学習を推進してまいりました。
- 第1期基本計画で実施した生涯学習事業は、年々参加者の減少傾向が見られました。



- ✓ 第2期基本計画では、市民が参加意欲をもつことができ、かつ環境意識の向上につながる生涯学習事業の実施が必要です。

目標

- 市民の参加意欲が高まる、環境に対する多様な生涯学習事業を実施します。
- 環境意識の向上につながる生涯学習の企画・実施に努めます。

施策の方向

- 環境に関する講演会、学習会の開催による、環境学習の機会の提供に努めます。
- 自然観察会や探鳥会等、市民自ら体験して学ぶことのできる環境学習を開催します。
- 地域の環境活動を牽引する「環境リーダー」の育成に努めます。
- 環境に関するパンフレットや環境家計簿等を活用した普及啓発活動に努めます。
- 市民が地域規模で可能な実践的な環境保全活動を提案していきます。
- 環境学習活動を行っている民間団体との連携の強化、活動の支援を図ります。